

【別添資料②】

これまでの都における調査の状況

1 都における調査の状況

これまで、副知事を筆頭とする「水道局所管委託契約に係る談合疑いに関する調査特別チーム」（以下「調査特別チーム」という。）において、関係職員等に対する調査を実施してきた。平成 30 年 11 月 29 日、調査特別チームにおける中間報告書を公表したが、それまでの間に水道局の職員、元職員延べ 1,200 名超を対象とした事情聴取やチェックシートによる確認等を行うとともに、それ以降も引き続き、延べ 400 名を超える職員等に対する事情聴取等の調査を行っている。

これらの調査を通じて都として把握した情報については、公正取引委員会に提供し、同委員会による行政調査への全面的な協力を行ってきたところである。

2 都がこれまでに把握した情報

（１）職員自ら情報を提供した、又はその現場に立ち会ったとされる情報

- ① 職員 A（昨年 11 月の調査特別チーム中間報告書で事実関係を公表）
 - ・ 金町浄水管理事務所技術課排水処理係長として在籍（平成 22 年度～25 年度）
 - ・ 在籍中、複数回、受託事業者に対して翌年度の設計単価に関する情報を提供したと供述
 - ② 職員 B
 - ・ 朝霞浄水管理事務所技術課排水処理係主任として在籍（平成 23 年度～26 年度）
 - ・ 在籍中、複数回、受託事業者に対して翌年度の設計単価に関する情報を提供したと供述
 - ③ 職員 C
 - ・ 朝霞浄水管理事務所三園浄水場浄水施設係長として在籍（平成 23 年度～24 年度）
 - ・ 在籍中、1 回、受託事業者に対して翌年度の設計単価に関する情報を提供したと供述
 - ④ 元職員
 - ・ 金町浄水管理事務所技術課排水処理係主任として在籍（平成 25 年度～26 年度）
 - ・ 在籍中、1 回、職員 A が受託事業者に情報を提供する現場に一緒に立ち会っていたと供述
- ※ 職員 A、職員 B、職員 C のいずれの行為も、次年度、同じ業者に取ってほしかったことが主な理由であり、個人の利益を得ようとした、組織ぐるみの行為であった、との情報はない。
- ※ 職員 A、職員 B、職員 C、元職員のいずれも、業者からの便宜供与等の事実は確認されていない。

（２）その他の情報

平成 29 年 3 月、水道局経理部契約課から平成 29 年度三園浄水場排水処理委託契約の受託事業者に対して、受託者決定後、同契約に関する書類を渡したが、その際、同契約に関する予定価格が記載された書類も合わせて誤って渡してしまった疑いがある。職員が故意に渡したとの事実は確認されていないが、結果として、事業者に対して予定価格に関する情報が渡っていた。